



公共高第437号
平成17年 3月29日

各所属所長様

公立学校共済組合高知支部長

各貸付金申し込み時の提出書類について（通知）

当共済組合が貸付事業を運営するにあたり導入している貸付保険制度においては、借受人に債務不履行（破産や民事再生等）が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、当共済組合は当該借受人の個人情報に損害保険会社に提供することとしています。

当共済組合において、平成17年4月1日から「公立学校共済組合個人情報保護規程」が実施されることに伴い、当該提供することについて、貸付申込時に必ず当該借受人の同意を得ることが必要になります。

つきましては、平成17年4月1日から、下記のとおり各貸付金申し込み時に「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」を提出していただくこととなりますので、貴所属組合員への周知方よろしくをお願いします。

なお、様式が作成でき次第「様式集」への追録も行いますので、それまで別紙様式を複写使用していただきますよう併せてお願いします。

記

1. 対象となる貸付け

高額医療・出産貸付けを除く全貸付け

2. 提出の方法

各貸付け申し込み時に提出する

3. 実施時期

平成17年4月1日以降の貸付申込書受付分から

貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

貴共済組合へ申し込む下記1の貸付金について、公立学校共済組合貸付規程第15条に規定する貸付保険の適用を受けるにあたって、個人情報を下記2のとおり取り扱うことに同意します。

記

1 貸付金

貸 付 種 別	
貸 付 申 込 金 額	円
貸 付 申 込 年 月 日	平成 年 月 日

2 貸付保険に係る個人情報の取扱い

公立学校共済組合は、貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、当該借受人の個人情報を、以下のとおり第三者に提供します。

<提供先>

- 株式会社損害保険ジャパン
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社

<提供先における個人情報の利用目的>

- 保険金の支払審査
- 債権の保全

<提供される個人情報の内容>

- 職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額、申込事由等貸付申込書に記載されている事項
- 登記簿謄本等提出書類に記載されている事項
- 貸付原票等償還管理に必要な資料に記載されている事項
- 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 借受人に債務不履行が発生した場合とは、自己破産の申立てや民事再生の開始決定が行われたこと等により、償還が滞った場合をいいます。

借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合とは、弁護士等から債務整理の連絡や都道府県等から懲戒免職の連絡等があったこと及び退職金が支給されない等の場合をいいます。

公立学校共済組合 高知 支部長 殿

平成 年 月 日

所属所名

TEL

同意者

現住所

TEL

(借受人)

職名

氏名

